

令和8年8月27日

山形労働局長
島田博和 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 本間 佳子

山形県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月14日付け山形労発基 0714 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月19日発効の山形県最低賃金（時間額 955 円）は、令和6年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、別紙3のとおり政府等へ要望する。

山形県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 9 2 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり（令和 8 年 10 月 30 日）

山形県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 山形県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 955 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 19 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,883 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$955 \text{ 円（山形県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 136,767 \text{ 円}$$

※令和 8 年 7 月 10 日開催中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会
配付資料 No. 3 「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

政府等への要望

山形地方最低賃金審議会としては、山形県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性は労使共通の認識であることを踏まえ、以下のことを要望する。

- 1 近年、最低賃金の地域間格差の是正や人口流出防止のためにCランク県が競って大幅な引上げ額の改定をせざるを得ない事態が続いており、地方の中小企業、小規模事業者に対し急激で重い負担を強いる状況となっている。

中央の大企業よりも地方の中小・零細企業の方が支払能力があるとはいえない状況の中で地域間格差を是正しようとするのであれば、中小企業が大半を占める地方のCランク県に対する支援策等をより拡大すべきであること。

- 2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、支給要件等の面で利用し易く賃上げの原資確保に直接つながり、複数年にわたって支給されるような補助金等の支援策を新たに創設するなど継続的な取組みを実施すること。

- 3 生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を図ること。

特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう、具体的事例も活用した周知等を徹底するとともに、申請期間の延長についても検討すること。

加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等充実させること。

- 4 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、円滑な事業承継に向けた後継者対策の支援拡充、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を図ること。

- 5 労務費を含む適切な価格転嫁と取引適正化を推進し、中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の着実な執行、官公需における価格転嫁の徹底及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のより一層の周知を図ること。
- 6 賃上げを実施した企業に対する社会保険料負担額の軽減や、年収の壁の撤廃等、企業が継続して賃上げを実施していくために必要となる税制改正を含めた措置の拡充を図ること。